

○厚生労働省告示第二百二十一号
 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十五条第一項第一号イ及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の十第一項第一号の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格及び児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月十七日
 厚生労働大臣 武見 敬三

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格及び児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する告示
 （難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部改正）

第一条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（平成二十六年厚生労働省告示第四百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専門医の資格とする。</p>	認定機関	認定機関	専門医の資格
	(略)	(略)	(略)
	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会	日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
	(略)	(略)	(略)
	日本内分泌学会	日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	(略)	(略)	(略)
	日本老年医学会	日本老年医学会	老年病専門医
	(略)	(略)	(略)
	日本周産期・新生児医学会	日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	(略)	(略)	周産期（母体・胎児）専門医
日本専門医機構	日本専門医機構	総合内科専門医 (略) リハビリテーション科専門医 (新設) 消化器病専門医 循環器専門医 呼吸器専門医 血液専門医 内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医 糖尿病専門医	

（削る）
 （削る）
 （削る）
 （削る）
 （削る）
 （削る）
 リハビリテーション科専門医
 総合診療専門医

